

## 多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金交付要綱

令和2年4月24日2都市政開4号

### (通則)

第1条 多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業に対する補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業制度要綱(令和2年4月24日2都市政開第4号。以下「制度要綱」という。)第4条第2項の規定に基づき、東京都知事(以下「知事」という。)が多摩地域の市町に対し検討事業に要する経費の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助事業)

第3条 補助金交付対象事業(以下「補助事業」という。)は、制度要綱第2条に規定する「多摩イノベーション創出拠点の形成に向けた取組方針」に基づき、多摩地域の市町が行う次の各号に定める事業とする。

- (1) まちづくりの検討に関すること
- (2) まちづくり検討会議等の開催に関すること
- (3) その他イノベーション創出まちづくりを検討する上で必要と知事が認めるもの

### (補助対象者)

第4条 この要綱において補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う多摩地域の都市計画区域内の市町とする。

### (補助金額)

第5条 知事が市町に対し交付する補助金の額は、市町が負担する補助事業の経費の額の2分の1の額(千円未満切捨て)とし、かつ、予算の範囲内の額とする。但し、1地区あたり10,000千円を年間限度額とする。

### (補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 この要綱に基づく補助を受けようとする市町長は、知事が指定する日までに多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「交付申請書」という。)に、同様式に係る別紙1から別紙3までを添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付申請書の内容を審査し、適當と認めるときは補助金の交付を決定し、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により市町に通知するものとする。ただし、知事は、当該決定に当たって補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

（交付決定の変更等及び進捗状況報告）

第7条 市町長は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに前条第1項の規定に準じて、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金交付決定変更申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請の変更を適當と認めるときは、交付決定を変更し、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金交付決定変更通知書（別記第4号様式）により市町に通知するものとする。

3 市町長は、補助金の交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたために当該補助金の交付の取消しを必要とするときは、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業中止申請書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定による申請を受け付けた場合は、補助事業の中止について審査し、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業中止の承認通知書（別記第6号の1様式）又は多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業中止を承認しない旨の通知書（別記第6号の2様式）により市町に通知するものとする。

5 知事は必要と認める場合には、市町に対し隨時、補助事業の状況の報告を求めることができる。

6 市町長は、知事から補助事業の進捗状況の報告を求められた場合には、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業進捗状況報告書（別記第7号様式）により報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 市町長は、補助事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業完了実績報告書（別記第8号様式）に同様式に係る別紙1及び別紙2の書類を添付し、知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金額確定通知書（別記

第9号様式)により、市町に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 知事は、市町長から前条の規定により確定した金額について、請求書(別記第10号様式)による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(申請の撤回)

第11条 市町長は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金交付申請撤回申出書(別記第11号様式)により、補助金交付申請の撤回をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 知事は、市町が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) この補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。
- (6) 補助事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助事業費に達しないとき。
- (7) この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- (8) 補助事業の内容、事業費、事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
- (9) 申請の撤回の申出があったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金交付決定取消通知書(別記第12号様式)により、市町に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は市町が補助事業を実施期間終了前に辞退した場合、既に補助金が交付されており、返還すべき金額があるときは、市町に対して期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第14条 第12条第1項の規定による補助金の交付決定の取消しによる補助金の返還について

は、次に定めるところにより、違約加算金を納付させるものとする。ただし、同項第2号、第4号及び第7号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

- (1) 違約加算金（100円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で加算する。
- (2) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還命令を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。
- (3) 本条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、市町の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

(補助金の経理)

第15条 市町長は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、補助金の最後の交付日に属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(監督等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける市町に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

別記第1号様式

第  
年  
月  
号

東京都知事 殿

市町長 印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

補 助 金 交 付 申 請 書

年度、標記の事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて  
下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

第1号様式別紙1～3

別紙1

## 多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業 補助対象事業別申請額

(単位:千円)

区分	事業費	補助対象 事業費	補助金 算定額	交付 申請額	補助金 限度額	備考
1 まちづくりの検討に關すること。						
2 まちづくり検討会議等の開催に關すること。						
3 その他イノベーション創出まちづくりを検討する上で 必要と知事が認めるもの 事業内容 ( )						
合計					10,000	

※千円未満は切り捨てる。

※変更申請の場合は、上段に変更前の額(カッコ書)、下段に変更後の額を記載すること。

別紙2

## 多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業 申請額内訳明細

(単位:千円)

区分	内容	明細	積算内訳	確定金額		
				事業費	補助対象事業費	補助金額

## 多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業 年度別計画表

(単位:千円)

区分	補助対象事業費			備考
	合計	令和2年度	令和3年度	
1 まちづくりの検討に関すること。				
2 まちづくり検討会議等の開催に関すること。				
3 その他イノベーション創出まちづくりを検討する上で 必要と知事が認めるもの 事業内容 ( )				
合計				

※千円未満は切り捨てること。

※変更申請の場合は、上段に変更前の額(カッコ書)、下段に変更後の額を記載すること。

別記第2号様式

第 号  
年 月 日

市町長 殿

東京都知事

印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度多摩イノ  
ベーション創出まちづくり検討支援モデル事業について、下記により交付することに決定  
したので通知する。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付決定額、補助事業の内容及びこれに要する経費は、交付申請書のとおりとする。

3 条 件 等

上記2のほか、補助事業に係る条件等は、多摩イノベーション創出まちづくり検討支  
援モデル事業制度要綱及び同補助金交付要綱のとおりとする。

別記第3号様式

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

市町長 印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

補 助 金 交 付 決 定 変 更 申 請 書

年 月 日付 都市政開第 号で通知のあった 年度多摩イ  
ノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金の交付決定の変更を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 変 更 理 由

2 変 更 交 付 申 請 額 金 円

記載要領

この変更申請書は、計画変更等により、既に受けた補助金交付決定に変更を生じる場合に使用すること。

別記第4号様式

第  
年  
月  
日

市町長 殿

東京都知事

印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

補 助 金 交 付 決 定 変 更 通 知 書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金交付決定額の変更について、下記により交付することに決定したので通知する。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 交付決定変更額  | 金 | 円 |
| 2 交 付 変 更 額  |   |   |
| 交付決定変更額  | 金 | 円 |
| 既交付決定額   | 金 | 円 |
| 増（△）減額   | 金 | 円 |
| 3 変更に係る事業別交付決定額、補助事業の内容及びこれに要する経費は、変更申請書のとおりとする。                   |   |   |
| 4 条 件 等  |   |   |
| 上記3のほか、補助事業に係る条件等は、多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業制度要綱及び同補助金交付要綱のとおりとする。 |   |   |

別記第5号様式

第  
年  
月  
号

東京都知事 殿

市町長 印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

中 止 申 請 書

年 月 日付 都市政開第 号で交付決定通知を受けた

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業の中止をしたいので  
申請します。

記

1 既交付決定額 金 円

2 中止理由

添付書類

中止に係る必要な関係資料を添付すること。

別記第6号の1様式

第  
年  
月  
日

市町長 殿

東京都知事

印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

中 止 の 承 認 通 知 書

年 月 日付 都市政開第 号で交付決定通知を行った

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業については、

年 月 日付 第 号の申請のとおり承認する。

別記第6号の2様式

第                  号  
年                  月                  日

市町長 殿

東京都知事                  印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

中止を承認しない旨の通知書

年    月    日付    都市政開第    号で交付決定通知を行った

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業については、

年    月    日付    第    号の申請を承認しない。

別記第7号様式

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

市町長 印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

進捗状況報告書

年 月 日付 都市政開第 号で交付決定通知を受けた

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業の進捗状況について、  
下記のとおり報告します。

記

1 既交付決定額

添付書類

別記第8号様式

第 号  
年 月 日

東京都知事 殿

市町長 印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

完了実績報告書

年 月 日付 都市政開第 号で補助金の交付決定を受けた標記の  
実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額及び精算額

交付決定額	金	円
補助金精算額	金	円
差引(△)減額	金	円

添付書類

- 1 第8号様式別紙1及び2
- 2 成果報告書
- 3 その他知事が必要と認める書類

## 多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業 補助対象事業別実績額

(単位:千円)

区分	確定 事業費	確定補助 対象事業費	補助金 算定額	交付 決定済額	差額	備考
1 まちづくりの検討に関すること。						
2 まちづくり検討会議等の開催に関すること。						
その他イノベーション創出まちづくりを検討する上で 3 必要と知事が認めるもの 事業内容 ( )						
合計						

※千円未満は切り捨てること。

別紙2

多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業 実績額内訳明細

(単位:千円)

区分	内容	明細	積算内訳	確定金額		
				事業費	補助対象事業費	補助金額

別記第9号様式

第 年 月 日 号

市町長 殿

東京都知事

印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

補 助 金 額 確 定 通 知 書

年 月 日付 第 号で完了実績報告のあった標記補助金について  
は、下記のとおり確定したので通知する。

記

1 既交付決定補助金額 金 円

2 確定補助金額 金 円

3 (△) 減額 金 円

別記第10号様式

請　　求　　書

請求金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年　　月　　日付　　都市政開第　　号で確定通知を受けた

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業に係る東京都補助金  
として上記の金額を請求します。

年　　月　　日

東京都知事 殿

市町長

印

別記第 11 号様式

第 号  
年 月 日

東京都知事 殿

市町長 印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

補 助 金 交 付 申 請 撤 回 申 出 書

年 月 日付 都市政開第 号で交付決定通知を受けた

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業補助金交付申請について撤回を申し出ます。

記

1 既交付決定額 金 円

2 撤回理由

添付書類

別記第12号様式

第 年 月 日 号

市町長 殿

東京都知事

印

年度多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業

補 助 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日付 第 号で補助金交付申請の撤回申出のあった  
標記補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので通知する。

記

1 既 付 交 決 定 額 金 円

2 付 交 決 定 取 消 額 金 円